

令和 2 年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和元年度事務事業対象)

I	教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について	
1	事務事業評価とは	P 1
2	指宿市教育委員会における事務事業評価制度	P 1
3	評価対象事務事業について	P 4
II	事務事業の点検・評価の内容及び結果について	
1	評価の観点	P 5
2	観点別評価	P 5
3	評価の結果	P 5
III	外部評価委員の意見・提言及び対応策	
	【教育総務課】新小田奨学資金事業	P 6
	【社会教育課】地域青少年体験事業補助事業	P 8
	参考資料	
○	指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱	P 10
○	令和元年度指宿市教育委員会外部評価委員会委員	P 11

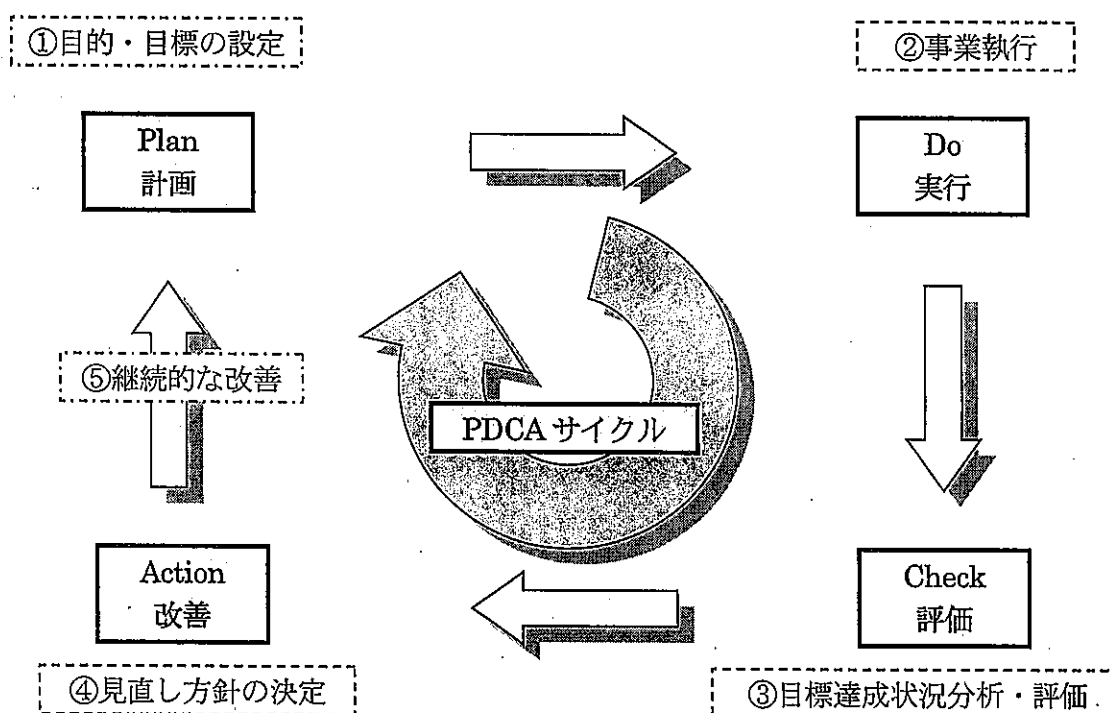
令和 3 年 3 月
指宿市教育委員会

1 教育委員会の事務事業の点検・評価の概要について

1 事務事業評価とは

事務事業評価は、事業を実施している所管課が事務事業の現状を把握し認識した上で、目的を達成するために解決すべき課題を発見し、具体的な改善につなげていく取り組みです。

その目的は、これまで政策・施策・事務事業について「計画をし、予算を確保し、事業を執行する」ことで終わり、「執行した結果を評価し、次の計画に反映させる」ことがおろそかになりがちであった行政のサイクルに、評価を導入し、PDCA (Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善) という経営のマネジメントサイクルを確立することにより、事業所管課が事業の成果を組織的、定期的及び客観的に見直し、データに基づく改革・改善を行いやすくするものです。



2 指宿市教育委員会における事務事業評価制度

(1) 制度導入の経緯

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、平成 20 年 4 月から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、厳しい財政状況にある本市においては、限られた財源の中で既存事業の徹底した見直しによる事業の改善を行っていかねばならないことから、指宿市教育委員会としても平成 21 年度から事務事業評価制度を導入しております。

(2) 導入の目的

事務事業評価に関する一連の情報を分かりやすい形で市民に公表することにより、次の事項の実現を図ります。

① 市民に対する行政の説明責任（アカウンタビリティ）の徹底

事業の評価結果を市民に公表することにより、行政の透明性を高め、説明責任の向上を図ります。

② 効率的で質の高い行政の実現

教育行政方針、計画及び予算に基づいて事業を実施するだけではなく、評価・検証し、改善を行うことによって事業の効果を高める、いわゆるマネジメントサイクル（Plan 計画 → Do 実行 → Check 点検・評価 → Action 改善）を確立し、限られた財源や人員を有効に活用します。

③ 成果重視の行政の実現

成果重視を基本に、事業を妥当性、効率性及び有効性などの視点から評価を行い、効率的な行政運営を進めます。

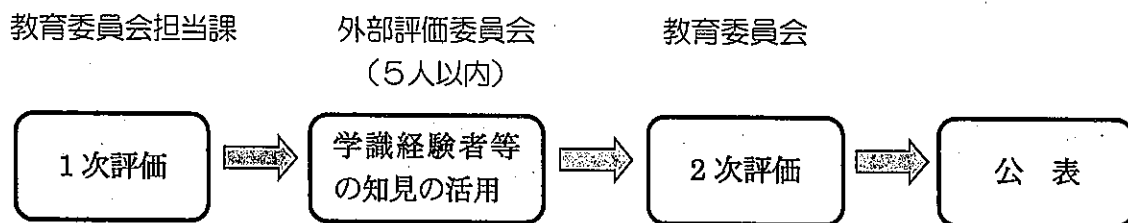
(3) 評価対象事務事業

指宿市総合振興計画及びそれに基づいた指宿市教育行政施策事業で、前年度から引き続き実施している事業について、事後評価します。

(4) 評価のプロセス

事務事業の担当課が自己評価する1次評価と教育委員会全体として総合的に評価する2次評価の2段階で実施します。

また、評価の客観性を確保するため、外部評価委員会（学識経験者等）による評価を実施します。



(5) 点検・評価のスケジュール（予定）

- ① 点検・評価の対象事業の選定（選出）
- ② 事務事業評価シートを作成
- ③ 1次評価の実施（教育委員会事務局）
- ④ 第1回外部評価委員会（制度説明，事業説明）
- ⑤ 外部評価委員からの意見・提言
- ⑥ 評価委員の意見等への対応
- ⑦ 第2回外部評価委員会（評価委員の意見聴取）
- ⑧ 2次評価の実施（教育委員会）
- ⑨ 議会へ報告書提出
- ⑩ 評価結果の公表（市ホームページ等）

(6) 推進体制及び役割

① 1次評価者

評価者は事務事業の担当課長とします。事務事業の量や内容などの把握及び分析結果を踏まえ、妥当性、効率性、有効性について、担当者と十分な議論を行い、問題・課題等を整理しながら評価を行います。

② 2次評価者

評価者は教育委員会とします。2次評価については、1次評価者から当該事務事業に係る問題点や外部評価委員の意見等への対応の説明を受けて、教育委員会として適切な評価を行い、翌年度の事業の方向性を整理します。

③ 事務事業の担当課長

1次、2次の評価を受けて、顕在化した課題に対しての改善策を実践します。

④ 教育総務課

事務局として制度の周知や評価の取りまとめ、制度運用の全体調整を行います。

(7) 評価方法

事務事業の執行結果について、活動指標、成果指標、事業コストを用いて「妥当性」、「効率性」及び「有効性」などの観点から評価を行い、今後の事務事業の展開方向を判断します。

【観点別評価の考え方】

観 点	チェック項目
妥 当 性	<ul style="list-style-type: none">・市民ニーズ・社会情勢に照らして妥当か。(ニーズの度合)・上位施策を達成するために必要な事務事業か、現状や成果から考えて、対象と意図は妥当か。(目的妥当性の度合)・市が関与しなければならない事務事業か。(公共性・公益性の度合)
効 率 性	<ul style="list-style-type: none">・投入したコスト(事業費・人件費)に見合った効果が得られているか。(費用対効果の度合)・効率的な方法で事務事業を実施しているか。(同じ経費でもっと効率的な方法はないか。)・活動量に対してコストの削減余地がないか。(コストを下げる工夫はなされているか。)
有 効 性	<ul style="list-style-type: none">・事務事業の活動量に見合った十分な成果が出ているか。(上位施策に対する貢献度はどの程度か。)・成果指標値から見て、目標の達成度具合はどの程度か。(達成度合)・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か。(手段の有効度合)

(8) 評価結果の活用

評価の結果を基に、当該年度以降における事務事業の実施にあたっては、改善行動をとり、新規事業の企画や事業の統廃合を含めた見直しを行います。

翌年度予算や組織編成等において、評価結果を踏まえた的確な対応に努めます。

3 評価対象事務事業について

番号	課名	事業名
1	教育総務課	新小田奨学資金事業
2	社会教育課	地域青少年体験事業補助事業

事務事業の点検・評価の内容及び結果

1 評価の観点

事務事業の点検・評価は事業の妥当性（市民ニーズ、公共性・公益性）、効率性（費用対効果、コスト削減）、有効性（貢献度、目標の達成度）の観点で行いました。

2 観点別評価

事業名	妥当性	効率性	有効性
① 新小田奨学資金事業	妥当	妥当	妥当
② 地域青少年体験事業補助事業	妥当	妥当	妥当

3 評価の結果

事業名	評価（まとめ、課題等）
① 新小田奨学資金事業	<p>家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある子どもが質の高い教育を受けられる支援を継続的に行えるよう、関係部署と連携し、協議を進め、国・県の同種事業の動向や他市の事例等も参考にしながら、できるだけ早期に、恒久的な制度となるよう財源の確保策も含めた、最適な支援策を取りまとめ、令和6年度までに事業実施に向けた作業を進めていく。</p> <p>【次年度の事業計画】 財源確保策も含めた効果的な事業とするため、他市から収集した事例等を参考にしながら、関係部署と協議を進めていく。</p>
② 地域青少年体験事業補助事業	<p>交付要綱の改正を行い、補助対象となる経費を明確にするとともに、事業の広報や実施後の事例発表機会を設けることで、事業の目的である地域の教育力につなげ、新たに活動に取り組む団体を生み出すとともに、申請時に事業内容を精査して補助金の目的を逸脱した事業にならないよう指導していく。</p> <p>【次年度の事業計画】 交付要綱の改正を行い、制度の趣旨に沿った事業実施のための周知チラシを作成するとともに、申請時に事業内容を精査して補助金の目的を逸脱した事業にならないよう適切な指導を行う。</p>

令和2年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

教育総務課 No.1

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
<p>新小田奨学資金事業 【教育総務課】</p>	<p>本事業は、個人からの寄付金を基金として昭和45年から実施され、向学の意味があるが、経済的理由によって就学困難な高校生に対して、奨学金を支給し有能な人材育成を目的として約50年実施され、人材育成に大きく貢献してきた事業である。</p> <p>この奨学金は、貸与型でなく給付型であり、生徒・保護者にとっては、かけがえのない事業である。現在、国や県の奨学金制度は、以前より拡充されてきたとはいえ給付型は少ない。現在、新型コロナウイルス感染症の発生により、保護者の経済状況は、マスコミ等が報道しているより悪化していると感じている。また、生徒・保護者の中には、貸与型奨学金は「将来に向けての負債。借金を抱えて社会に出たくない」と捉えている方々もあり、受給資格があっても申請しない家庭もある。</p> <p><u>①この事業の課題は、枯渇する資金をどうするかである。資金がなくなると同時に終了とする案もあるが、現状の社会情勢を鑑み、また本奨学金の趣旨を後世に残すために、ふるさと納税の活用や市の一般予算で対応し、この奨学金制度を維持していただきたい。②そしてこれからの指宿市を担う人材の育成に努めてほしい。</u></p> <p>所得格差は広がっているという。コロナ禍の今、所得格差がさらに大きくなっていると聞く。2年度のこの事業の受給希望者が増えていることから、それと関連があるのではないかと思われる。この事業が貸与型ではなく、給付型というのが素晴らしい。生活が苦しい家庭の子どもはまた、次の代になっても暮らしは豊かにならないという負の連鎖を断ち切る一助になるかもしれない。指宿市民にとってこの事業は誇らしいものだと思う。できれば希望する人に支給できればいいのだが、そうもいかない。そのため、<u>③公平な支給にするために、必要書類を提出するのはやむを得ないが、なるべく経費が掛からない方法をとってほしい。幸い所得の把握などは証明書の写しではなく、担当者の方で把握しているようで、ありがたいと思う。</u></p> <p>今の社会は、多くの場合、資格を取ることで希望する職に就けたり、やりがいをもって社会の中で活躍できる。高校を卒業することは、この資格免許の取得の選択の幅が広がることになる。また、この指宿の将来を支える大切な人材となる子どもたちである。この資金をご寄付下さった故人の意図を考えると、この資金の枯渇イコール事業の終了ということにならないよう、知恵を出し合いたいものだ。例えば、<u>①学ぶ意欲があるのに、生活困窮を理由に進学できない指宿市の生徒を応援する資金に使うことを明記して、ふるさと納税をお願いするとか、AIを活用して、クラウドファンディングなど、今から案を考えて欲しい。</u></p> <p>子どもや若い人を応援することは大人の務めでもある。教育がいい加減だと、未来はないのでは？</p>	<p><u>① 基金枯渇後を見据えた、経済的理由により就学困難な者に対する事業の検討について</u> 家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある子どもが質の高い教育を受けられる支援を継続的に与えるよう、地域福祉課や財政課等の関係部署と連携し協議を進め、国・県の同種事業の動向や他市の事例等も参考にしながら、できるだけ早期に恒久的な制度となるよう財源確保策も含めた、最適な支援策を取りまとめ、令和6年度までに事業実施に向けた作業を進めていきたい。</p> <p><u>② 指宿市を担う人材育成の視点からの事業検討について</u> 本市の基幹産業の振興の面から、後継者や従事者となる人材育成は非常に重要なことであると捉えているが、基本的には経済的理由により就学困難な者に対する事業として、支援策の協議を行っていきたいと考えているので、1つの視点として検討の際の参考にさせていただきたい。</p> <p><u>③ 申請者の手続き及び費用負担の軽減について</u> これまで同様に申請者の手続きをなるべくわかりやすく、簡素化できる部分は改善しながら、費用負担がなるべく生じないように制度の構築は行っていきたい。</p>

※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

令和2年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

教育総務課 No.2

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
<p>新小田奨学資金事業 【教育総務課】</p>	<p>必要な事業、なくてはならない事業であるので、①新たな財源確保を早いうちに決めるべきだと考えます。検討していきたいと考えていると、そのうちとなり、なくなる可能性もある。 いちき串木野市のように、すでに決めている所もあるわけですし、早急に今後の対応を決定していく必要があるのではないかと考えます。一般会計、ふるさと納税なども、あらゆる手段をとって継続して下さい。</p>	
	<p>この事業は個人の善意により、これまで、学習意欲のある多くの高校生を救済してきております。 国の制度により、高等学校授業料は無償化、また県の給付事業等により教育費負担の軽減が図られているとはいえ、授業料以外の教育費が家計に与える影響はまだまだ大きいと推察されます。 また、昨今の新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞により、希望者は増加傾向にあるように見受けられます。 小・中学校に通う児童生徒の保護者の生活困窮世帯については、市の就学援助制度があるようです。高校生についても現在、奨学資金制度（貸与・給付型）があります。 高校進学率も非常に高い現在、できればこのような給付型の奨学資金制度は継続してほしいと思います。①市の財政状況等も考慮しながら、何らかの形で救済措置につながる手段を検討していただければと思います。</p>	

*意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

令和2年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

社会教育課 No.1

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
<p>地域青少年体験事業補助事業 【社会教育課】</p>	<p>青少年期、特に低学年で、野外活動や地域活動を体験することは、成長過程に大きく影響を与える。活動の趣旨にあるように、この事業は体験活動を通して郷土に愛情と誇りを持つ青少年の育成を図ることに成果を上げている事業である。</p> <p>活動内容を見ると、地域の特色を活かした内容を取り入れており、魅力の再発見に繋がる。その中で食に関する活動は、地域で生産されるものを利用して炊飯やそば打ちなどの調理活動を行っている。この活動は、防災の観点から緊急災害時の炊き出し等に応用できる「食糧の確保、利用・活用」の取り組みに繋がるので、地域の中での連携として見直されており、青少年期に地域で体験することは有意義なことである。</p> <p>各団体に出している補助金の内容の見直しであるが、これは規則や社会情勢に基づいて変更・改善をすることは大切なことである。そのためには、<u>①申請する団体の要望等を聞くことが必要である。変更して使い勝手が良くなり、申請者数が減少するようでは補助事業として必要がなくなってしまう。</u>②交付要綱に照らし合わせてより良いものにして、申請団体が増加するよう改善して実施してもらいたい。</p> <p>この事業は、青少年の育成だけでなく、親や地域の絆を深める事業でもある。</p>	<p>① <u>申請対象となる団体等に対する事業要望等の確認調査について</u> この補助事業の活用及び運営主体となる団体は、地域において青少年育成活動に関わりのある子ども会、PTA、校区公民館及び自治公民館、青少年育成事業を実施している団体であります。これらの各種団体の総会及び研修会等において、本事業の内容や活用方法について、説明をしているところです。今後も、これらの機会を通じて、事業への要望等を聞いてまいりたいと考えております。</p> <p>② <u>申請団体や参加者を増やす取り組みについて</u> この補助事業の補助対象団体の基準は、申請団体及び青少年の参加者数を増やすために、広い分野の団体が申請出来るように設けています。また、補助金の額についても多様な団体が活用しやすいように、青少年の参加人数に合わせて金額を設定しております。その結果、平成29年度には5団体・107人の参加者が、平成30年度には13団体・384人、そして令和元年度の実績は12団体・359人の参加者でしたが実際には7月に予算の上限に達していたことから、より多くの団体が参加できるよう、令和2年度には9万円予算を増額したところであります。しかしながら令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から体験事業の実施が非常に難しくなったと考えられ、3団体・49名の参加者に止まっているところであります。今後、コロナ禍が収束し、体験事業が実施しやすい環境が再来することを見据えながら、子どもたちに体験活動を通じてふるさとを愛する心が育まれるよう、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>
	<p>近年人間関係を苦手とする人が増えている。幼い時から子供会やPTA 地域公民館など協力して、青少年を育成するための様々な取組があるのは素晴らしいことだと思う。是非継続してほしいし、<u>②なるべく多くの青少年が参加できるような工夫も必要だと思う。</u></p> <p><u>③事業を実施する人たちの育成や研修そして体験活動の事例研究などの機会があるともっと内容を充実できるのではと思う。</u></p> <p>ただ、この事業は みんなの血税を使って実施されるので、こんな内容の事業を実施したということは明確にしてほしいし、子ども達にもただ楽しかったで終わるのではなく、仲間と協力したり何かを目指して楽しみながら達成感を味わってほしい。体験の後に、一口反省会（感想をインタビューする）もいいですね。</p> <p><u>④この事業の広報も必要だと思う。</u></p>	<p>③ <u>事業内容を充実するための対象団体の育成・研修及び事業参加者の体験活動や事例発表等の機会の検討について</u> 青少年育成推進員や校区公民館主事、PTA会員には、青少年体験活動に必要な知識やスキルを学ぶ講座や研修等に参加していただいております。今後、これらの知識を実際の体験活動に生かしてもらえるよう、地域青少年体験補助事業に、青少年育成推進員等の参画を促進してまいりたいと考えております。また体験活動の事例発表については、他の模範となる優良事例については、市PTAや市子ども会など、活動報告を行う場を計画してまいりたいと考えております。</p> <p>④ <u>事業周知のための広報活動について</u> 市内全域に本事業を周知し、広く活用してもらうことで、各校区の子どもたちの健全育成に繋がり、指導者のスキルアップが期待できることから、広報いぶすきの特集記事に掲載するなど、広報活動に力を入れていきたいと思っております。</p>

※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

令和2年度 外部評価委員の意見・提言及び対応策

社会教育課 No.2

事務事業名 【担当課】	意見・提言等の内容	対応等
<p>地域青少年体験事業補助事業 【社会教育課】</p>	<p>⑤財源の少ない中で必要なもの、そうでないものを適切に判断していく際に、<u>あらかじめ具体的な説明をするべき。</u> 人それぞれ解釈は違うと思うので。 食糧費が問題になるかも・・・。 キャンプなども多くある中で、きちんと説明し気を付けないと、受ける側も担当者側も、それぞれの判断になりそう。</p>	<p>⑤ <u>補助対象経費、補助対象外経費の明確な説明について</u> 本事業の対象となる活動として、キャンプ、自然・天体観測等の自然体験活動、料理教室、自炊体験、宿泊体験等の生活体験活動があります。この他にも史跡巡りや門松づくり、工作教室などが対象となっており、この体験活動にかかる経費は、目的を達成するために直接必要と認められるものだけであります。よって交際費、慶弔費、懇親会費、積立金、他団体への負担金、補助金、予備費は補助の対象外となります。 今回、補助対象外の経費に、新たに食糧費と備品購入費を加える考えです。 食糧費とは、それ自体がいわゆる食事と呼ばれるもの、例えば料理店で直接供される飲食物、或いはそれらの出前、若しくは弁当代などに支出される経費であります。一方、原材料費のうち食材に係る経費については引き続き補助対象としますが、大量又は高額或いは非常に多岐に亘っている食材、若しくは飲み物代が含まれると認められる場合、目的達成のために直接必要か、体験活動よりも飲食が目的になっていないか事業計画を精査するとともに、社会通念上適切な自己負担金を参加者から徴収し予算に反映していただくなどの指導助言を、個別具体的に行ってまいりたいと考えております。 また、備品購入費を補助対象経費から除外する理由ではありますが、本補助金により実施される事業は単年度で終了するものである一方、備品とは基本的に1年以上使用できる品物で、申請団体が事業を完了した後も価値が残存することになり、本補助金の性質上、このようなものを購入するのは相応しくないという財政課からの指摘があったためであります。 よって、次年度からは補助金を申請する段階で、体験活動の企画書の内容を事前に十分審査し、審査の結果に納得してから事業に着手していただけるよう、説明してまいりたいと思っております。</p>
	<p>この事業は、平成30年度開始された事業ではありますが「郷土に愛情と誇りを持つ青少年を育成し、青少年の社会を生き抜く力を養成する」という目的に沿って、この2年間で成果が出されていると感じました。 また申請団体も増加の傾向にあり、本年度は予算も増額されていること、青少年育成の観点からも、今後継続した方がよい事業だと思います。 これまでの実施状況を見ると、継続して活動している団体が多いようです。実施された団体も子どもたちの成長を感じているのではないのでしょうか。 異年齢集団の中で、子どもたちがいろんな体験活動を通して成長し、やがてはその子どもたちも一緒に、校区・地域を盛り上げていければ素晴らしいと思います。 この事業が開始されてから3年目です。今後、市内全ての校区が活動されるよう、更に④広報活動を進めて事業の周知を図っていただきたいと思っております。 指宿市の青少年が助け合いながら楽しく活動し成長することを期待します。</p>	

※意見・提言等の本文中の番号及びアンダーラインは、対応等の項目として整理しています。

指宿市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うため、指宿市教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指宿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育機関関係者のうち、知見を有する者
- (2) 社会教育、社会体育及び芸術文化関係者のうち、知見を有する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月3日から施行する。

令和2年度 指宿市教育委員会外部評価委員会委員

委員名	所属等
山内 浩	山川高等学校校長
堀口 なり子	社会教育委員，主任児童委員
吉村 美幸	スポーツ推進審議会委員
長山 君代	元市職員，人権擁護委員

※ 外部評価委員会設置の根拠法令（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。